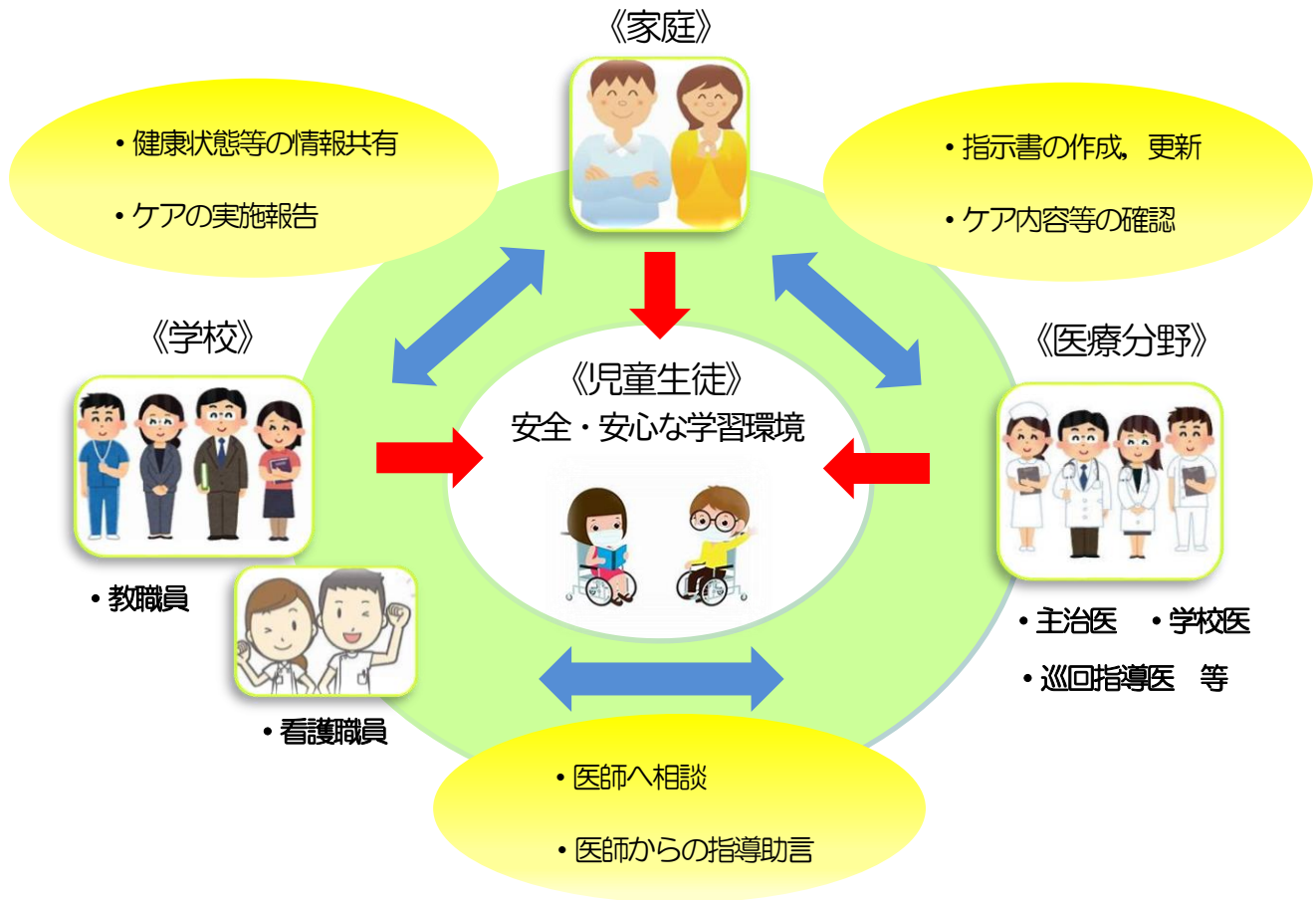
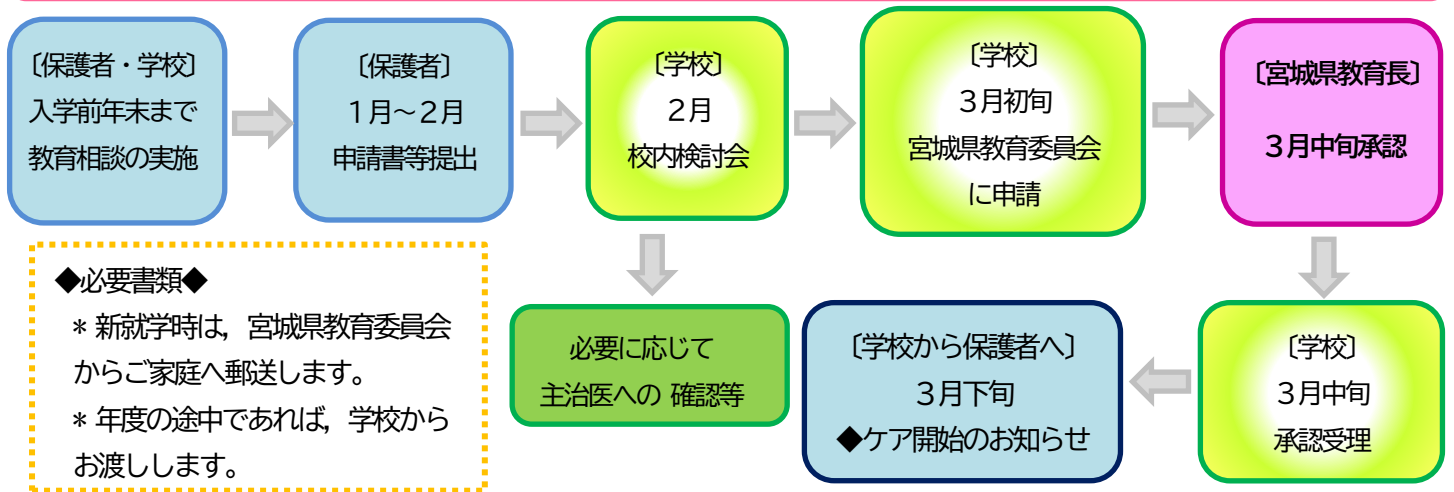


宮城県立特別支援学校における 医療的ケア推進事業

医療的ケアを必要とする児童生徒が、学校で医療的ケアを受けることにより、健康の維持・増進を図り、健康状態がより安定した状態で、授業や学習活動に参加するために行っている事業です。



医療的ケアの手続き ~新就学の場合~



- ご家庭から学校へ申請書・主治医指示書等をご提出いただきます。
- 校内で申請内容について検討を行った上で、学校から宮城県教育委員会に申請書等を提出します。
- 宮城県教育長の承認を得て、「学校における医療的ケア」の開始となります。





～主な医療的ケアの内容～

○経管栄養、胃ろう管理、吸入、吸引、水分補給、導尿・排便、インスリン注射、気管切開部の衛生管理、体温調整、呼吸管理 等を行っています。

～ご準備いただくものについて～

○医療的ケアに必要な物品や文書料等の経費は、ご家庭の負担となります。主治医指示書や具体的な物品（吸引器等）は、学校と相談してご準備をお願いします。

よくあるご質問

Q1. 医療的ケアを行うのはどなたですか？

A. 学校看護職員と教員で行います。ただし、教員は、県の指定する研修を受講し、認定された者に限られており、特定のお子さんの特定行為のみ行っています

*特定行為とは、吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう）、経鼻経管栄養の5項目となっています。

Q2. 保護者の付添は必要ですか？

A. 学校生活に慣れるまでの間や、医療的ケアの変更時等、個々の状況に応じて協力をお願いする場合があります。

Q3. スクールバスは利用できますか？

A. 原則として保護者の送迎をお願いしています。スクールバスの中で医療的ケアが不要で、個々の事情により利用を希望する場合には、学校へ相談をお願いします。主治医にも乗車の可否について確認をお願いしています。

Q4. 校外学習には看護師さんの付添はあるのですか？

A. 看護職員の勤務時間内であれば同行が可能な場合もあります。学校内の体制等も考慮して計画しますので、学校とご家庭でご相談をお願いしています。



～安全・安心を第一に～

- ・学校は、集団で教育を受ける場です。医師がいない学校において、学校看護職員等が安全で安心な医療的ケアの実施ができるよう、皆さんで情報を共有し、共通理解を図り、協力して行っています。
- ・医療的ケアやお子様の様子について、お互いがコミュニケーションを密に図り、連絡相談を大切にしています。保護者の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。
- ・お子様の日々の体調を見極め、登校の判断をしていただきますようお願いいたします。



～お問い合わせ先～ ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【 宮城県教育庁 特別支援教育課 電話番号：022-211-3432 】

